

各関係機関長 様

佐賀県農業技術防除センター所長

キウイフルーツ収穫後からのかいよう病防除の徹底について

県内のキウイフルーツ栽培園において、かいよう病（Psa3及びPsa5系統）の発生が確認されています。本病は、葉に斑点症状の病徴を生じる他、花蕾、枝、幹に枯死等の被害を起こすため、防除を徹底する必要があります（図1、[Psa3:平成26年5月22日付特殊報参照](#)、[Psa5:平成26年2月12日付特殊報参照](#)）。

本病に対しては、主要な感染期である収穫後から翌年6月頃まで、定期的な薬剤防除を行い、発病がみられた場合は発病部位の切除・処分を実施し、本病の新たな感染を防ぐことが重要です。

については、下記事項を参考に、収穫後からの防除を徹底してください。

記

1. 薬剤防除

- 1) 収穫時期頃からは本病菌の活動に好適な低温となるうえ、落葉痕や剪定による傷口など菌が侵入しやすい部位が発生する。このため、感染を防止するため、発病の有無にかかわらず、収穫後から発芽前まで、**銅水和剤による定期的な薬剤防除を行う**（図2及び表1参照）。

2. 剪定・栽培管理時の防除対策

- 1) 冬季の剪定は、樹液流動前の1月下旬までには終える。**切り口には癒合促進剤**（トップジンMペースト）を必ず塗布する。
- 2) 栽培管理に使用する器具等は、作業中、樹ごとに70%以上のエタノール、または0.02%以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒する。また、園地へ出入りする時は手や靴などを消毒し、菌の拡散を防ぐ。
- 3) 葉や枝、幹に発病がみられた場合は、発病部位を切除するとともに、薬剤を散布する。なお、発病樹の主幹の切り口は、ラップやビニル等で保護し、切除した枝葉は土中深くに埋めるなどして処分する。
- 4) 管理は健全園及び健全樹から行き、発病園及び発病樹は最後に行う。
- 5) その他の防除対策の詳細は、「[平成27年度 施肥・病害虫防除・雑草防除のてびき<水稲・大豆・果樹・茶>](#)」を参照する。

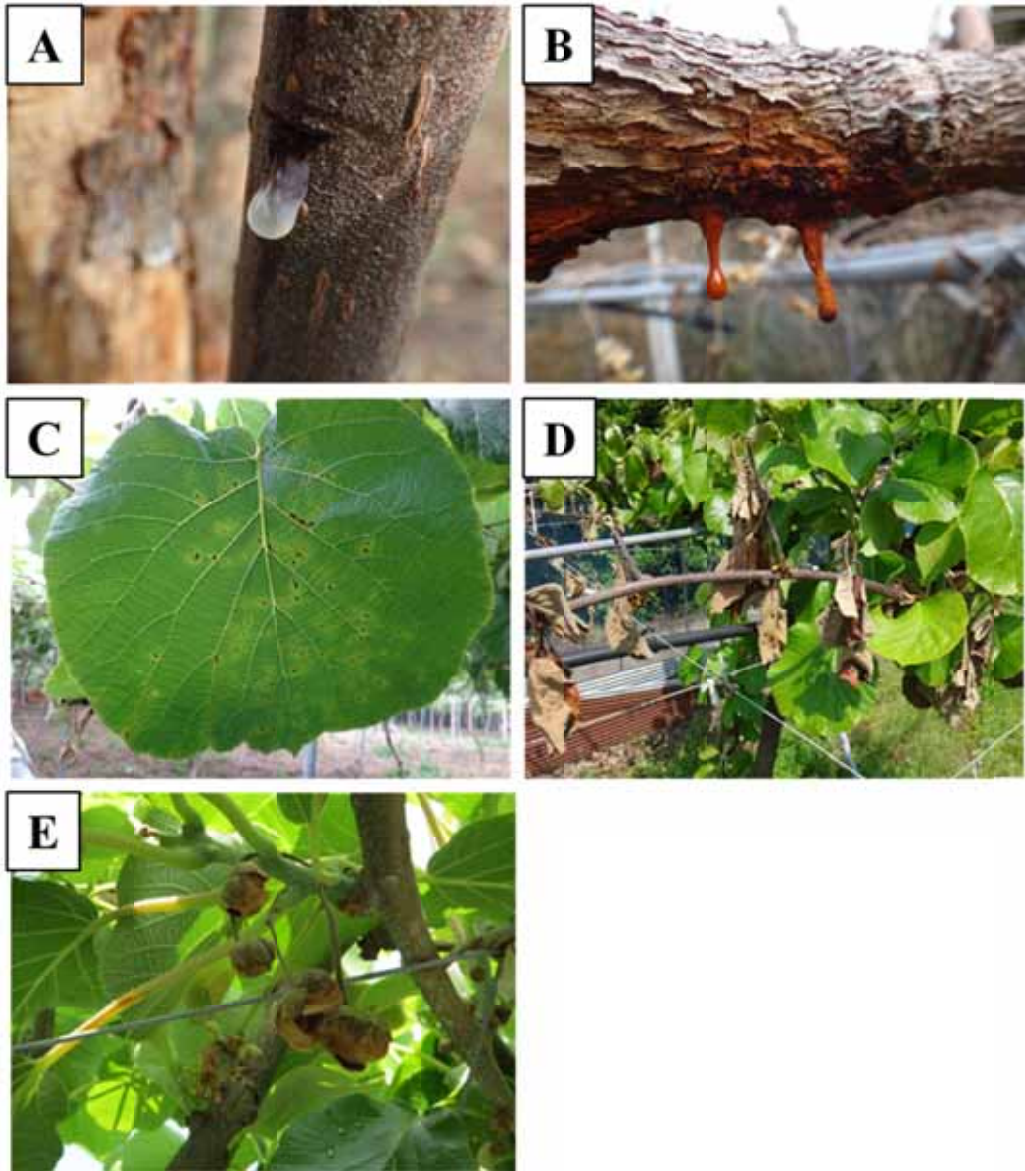


図1 キウイフルーツかいよう病の病徴

(A: 病原菌を含む樹液 B: 時間の経過により変色した病原菌を含む樹液
C: 葉の斑点症状 D: 枝及び新梢の枯死 E: 花・蕾の枯死)

A, B: 2015年1月撮影、C, D, E: 2014年5月撮影

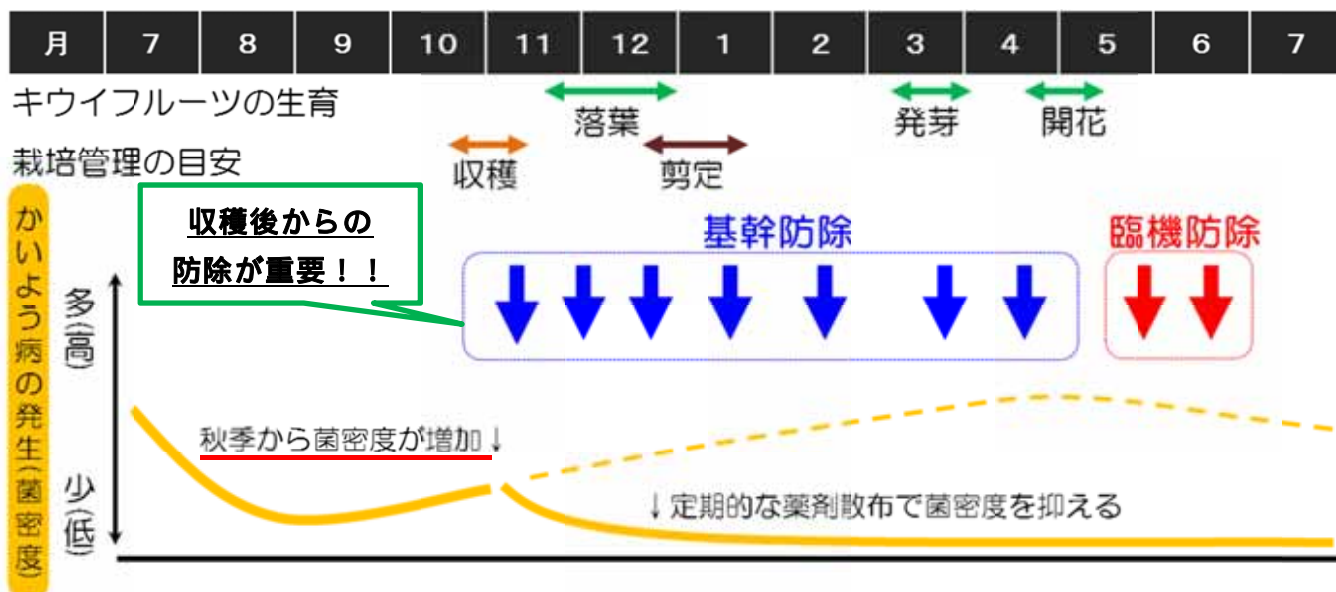


図2 キウイフルーツかしよう病の薬剤防除体系

表1 キウイフルーツかしよう病に対して有効な薬剤

(佐賀県「平成27年度 施肥・病虫害防除・雑草防除のてびき」より抜粋)

散布時期	薬剤の種類及び濃度
11月上中旬頃 (収穫後)	ICボルドー66D 25～50倍
	コサイドボルドー 500倍
	コサイド3000 2,000倍
11月下旬頃(落葉後)	同上
12月頃(剪定前)	同上
1月頃(剪定後)	同上
2月頃(発芽前)	同上

表中の薬登録情報は平成27年11月5日現在のものであるため、薬剤の使用にあたっては必ず最新情報を確認する。